

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

| | |
|--|---|
| ○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号） | 1 |
| ○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号） | 2 |
| ○中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号） | 3 |

改 正 案

現 行

| | |
|---|---|
| <p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）<u>第十六条の二第三項の審議会等</u>で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。</p> <p>（借換えの対象となる長期借入金又は債券等）</p> <p>第一条の二 <u>法第十九条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十九条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。</u></p> | <p>（新設）</p> <p>第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）<u>第十九条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十九条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。</u></p> |
|---|---|

改 正 案

現 行

（中央教育審議会）
第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（中央教育審議会）
第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

一～四 （略）

五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）第十六条の二第三項、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

2
六 （略）

2
六 （略）

改 正 案

現 行

| | | | | | | | | |
|--------------------|--|---|-----------|-------------|--|-----------|-------------|--|
| 2 5 6 (略) | | | | | | | | |
| | 第五條 審議會に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 | (分科会) 第五條 審議會に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 | 名称 (略) | 所掌事務 (略) | 大学分科会 一 (略) 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 | 名称 (略) | 所掌事務 (略) | 大学分科会 一 (略) 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |